

## 環境アセスメント学会役員選挙に関する規程

(目的)

**第1条** 環境アセスメント学会規約（以下「規約」という。）第12条に基づき、会長、理事及び監事（以下この規程では「役員」という。）の選挙について必要な事項を定めるためにこの規程を定める。

(被選挙資格)

**第2条** 役員は、規約第12条に定めるところにより、正会員の中から選出される。

(選挙資格)

**第3条** 役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の60日前に在籍する正会員（以下「有権者」という。）によって選出する。ただし、当該有権者が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。

(選挙の実施責任主体)

**第4条** 役員選挙は、理事会によって選出された委員によって構成される環境アセスメント学会役員選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）によって実施し、理事会がその責任を負う。

- 2 選挙管理委員会は、5名の委員によって組織され、委員の互選によってその委員長を定める。
- 3 理事会は、選挙の公示の1ヶ月前までに第1項の委員を選出しなければならない。
- 4 選挙管理委員会の委員が、会長または監事の候補者となった場合は、理事会に申し出て、代わる者の選出を求めなければならない。

(選挙の公示)

**第5条** 選挙管理委員会は、投票期間最終日の60日前までに、第3条に基づき、有権者に対して、選挙を実施すること、その投票期間及び開票日並びに選挙を電磁的方法により実施し及び立候補者を対象に実施するときはその旨その他の必要な事項を公示しなければならない。

- 2 選挙を規約第17条の総会で行う場合は、規約第20条第2項の総会の招集通知への記載によって、前項の公示に代えることができる。

(会長の選挙)

**第6条** 会長の選挙は、原則として、第3条の有権者の電子媒体を用いた投票（以下

「電子投票」という。)によって行う。ただし、緊急やむをえない場合は、総会における選挙によることができる。

(会長選挙の候補者の選出)

**第7条** 前条の会長の選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。

- 一 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者
- 二 正会員5名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者
- 2 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して行うものとする。
- 3 前項の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行わなければならない。

(電子投票による会長選挙の実施)

**第8条** 選挙管理委員会は、投票期間最終日の30日前までに、前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報をインターネット上で有権者のみが閲覧できる方法で表示しなければならない。また、電子投票の方法に関する情報を有権者に電子媒体を利用した方法で送付しなければならない。この場合において、候補者についての前条第1項各号の区分は、これを示さず、候補者を五十音順に配列して電磁的情報を作成するものとする。

- 2 電子投票による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した電子媒体を利用した投票を有効投票とする。
- 3 選挙管理委員会は、前項の期間を遅くとも総会の30日前までとしなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が有権者であることを確認したのち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。

(電子投票による会長の確定)

**第9条** 選挙管理委員会は、開票事務が終了した後、遅滞なく、理事会に開票の結果を報告しなければならない。

- 2 電子投票で有効投票総数のうち上位の得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、理事会はこの結果を総会に報告してその承認を得なければならない。ただし、電子投票の候補者が2名を下回るときは、有効投票の過半数を得なければ当選者とすることができない。
- 3 前項但書の規定の適用をうけその他の事情で、当選者を確定できないときは、再度選挙を行うものとする。この場合、第6条但書の規定の適用を妨げない。

(理事の選挙)

**第10条** 理事の選挙は、会長を除く理事定数の半数以上で、理事会の定める員数の理事について、有権者のうちから電子投票によって行い、その余の理事については、理事会が電子投票の結果選出される理事の専門分野、地域その他の事情を勘案して推薦する候

補者について、総会において行う。

(電子投票による理事選挙の実施等)

**第 11 条** 第 8 条及び第 9 条の規定は、理事の電子投票による選挙についてこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報」はこれを「正会員の氏名、所属を記した電磁的情報」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項はこれを準用しない

(監事の選挙)

**第 12 条** 監事の選挙は、理事会が正会員のうちから推薦する候補者について、正会員の電子投票でこれを行う。ただし、その補充選挙その他やむをえない場合は、総会で選挙を行うことができる

(電子投票による監事の選挙)

**第 13 条** 第 8 条及び第 9 条の規定は、監事の電子投票による選挙にこれを準用する。ただし、第 8 条第 1 項の「前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報」はこれを「候補者の氏名、所属を記した電磁的情報」と読み替え、また、第 9 条第 2 項但書及び同条第 3 項の準用については前条と同様とする。

(細則、委任)

**第 14 条** 電磁的方法による選挙に関する細則は、理事会が別途定める。

2 この規程及び前項により定められた細則に定めのない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める

(規程の改正)

**第 15 条** この規程の改正は、理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。

## 附則

(施行期日等)

- 1 この規定は、2003 年 10 月 4 日から施行する。
- 2 2008 年 4 月 11 日理事会の決議により、2008 年 5 月 17 日総会の承認を得て一部改正し、2008 年 5 月 17 日から施行する。
- 3 2024 年 3 月 30 日理事会の決議により、2024 年 5 月 18 日総会の承認を得て一部改正し、題名を「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」に改める。この規程は 2024 年 5 月 18 日から施行する。



## 参考

### 環境アセスメント学会役員選挙に関する規定の改正案 新旧対照表

条項	改正前	改正後
(目的) 第1条	環境アセスメント学会規約（以下「規約」という）第12条に基づき、会長、理事及び監事（以下この <u>規定</u> では「役員」という）の選挙について必要な事項を定めるためにこの <u>規定</u> を定める	環境アセスメント学会規約（以下「規約」という。）第12条に基づき、会長、理事及び監事（以下この <u>規程</u> では「役員」という。）の選挙について必要な事項を定めるためにこの <u>規程</u> を定める。
(被選挙資格) 第2条	役員は、規約第12条に定めるところにより、正会員の中から選出される。	役員は、規約第12条に定めるところにより、正会員の中から選出される。
(選挙資格) 第3条	役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の60日前に在籍する正会員によって選出する。ただし、当該 <u>選挙資格者</u> が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする	役員は、総会で選出する場合を除き、投票で投票期間開始日の60日前に在籍する正会員（以下「 <u>有権者</u> 」という。）によって選出する。ただし、当該 <u>有権者</u> が、投票期間の最終日において、正会員の資格を喪失した場合は、この者の投票を無効とする。
(選挙の実施責任主体) 第4条	<p>役員の選挙は、理事会によって選出された委員によって構成される環境アセスメント学会役員選挙管理委員会（以下「<u>選挙管理委員会</u>」という）によって実施し、理事会がその責任を負う。</p> <p>② 選挙管理委員会は、5名の委員によって組織され、委員の互選によってその委員長を定める。</p> <p>③ 理事会は、選挙の公示の1ヶ月前までに第1項の委員を選出しなければならない。</p> <p>④ 選挙管理委員会の委員が、会長または監事の候補者となった場合は、理事会に申し出て、代わる者は、理事会に申し出て、代わる者</p>	<p>役員の選挙は、理事会によって選出された委員によって構成される環境アセスメント学会役員選挙管理委員会（以下「<u>選挙管理委員会</u>」という。）によって実施し、理事会がその責任を負う。</p> <p>2 選挙管理委員会は、5名の委員によって組織され、委員の互選によってその委員長を定める。</p> <p>3 理事会は、選挙の公示の1ヶ月前までに第1項の委員を選出しなければならない。</p> <p>4 選挙管理委員会の委員が、会長または監事の候補者となった場合は、理事会に申し出て、代わる者の選出を求めなければならない。</p>

	の選出を求めなければならない。	
(選挙の公示) 第5条	<p>選挙管理委員会は、投票期間最終日の60日前までに、第3条に基づき、<u>選挙資格のある正会員</u>に対して、選挙を実施すること、その投票期間及び開票日並びに選挙を<u>通信</u>で実施し及び立候補者を対象に実施するときはその旨その他の必要な事項を公示しなければならない。</p> <p>② 選挙を規約第17条の総会で行う場合は、規約第20条第2項の総会の招集通知への記載によって、前項の公示に<u>変えることができる</u>。</p>	<p>選挙管理委員会は、投票期間最終日の60日前までに、第3条に基づき、<u>有権者</u>に対して、選挙を実施すること、その投票期間及び開票日並びに選挙を<u>電磁的方法により</u>実施し及び立候補者を対象に実施するときはその旨その他の必要な事項を公示しなければならない。</p> <p>2 選挙を規約第17条の総会で行う場合は、規約第20条第2項の総会の招集通知への記載によって、前項の公示に<u>代えることができる</u>。</p>
(会長の選挙) 第6条	<p>会長の選挙は、原則として、第3条の<u>選挙資格者の通信投票</u>によって行う。ただし、緊急やむをえない場合は、総会における選挙によることができる。</p>	<p>会長の選挙は、原則として、第3条の<u>有権者の電子媒体を用いた投票</u>（以下「<u>電子投票</u>」という。）によって行う。ただし、緊急やむをえない場合は、総会における選挙によることができる。</p>
(会長選挙の候補者の選出) 第7条	<p>前条の会長の選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。</p> <p>1 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者</p> <p>2 正会員5名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者</p> <p>② 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して行うものとする。</p> <p>③ 前項の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行わなければならない</p>	<p>前条の会長の選挙は、次の各号のいずれかに該当する候補者について実施する。</p> <p>一 正会員のうち、自ら候補者として届け出た者</p> <p>二 正会員5名以上が本人の同意を得て推薦し、候補者として届け出た者</p> <p>2 前項各号の候補者の届出は、選挙管理委員会に対して行うものとする。</p> <p>3 前項の届出は、選挙管理委員会が定めた期日までに行わなければならない。</p>
(電子投票による会長選挙の実施)	<p>選挙管理委員会は、投票期間最終日の30日前までに、前条によって確定した会長選挙 候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面</p>	<p>選挙管理委員会は、投票期間最終日の30日前までに、前条によって確定した会長選挙候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した電磁的情報をインターネット上で有権</p>

<p>第 8 条</p>	<p>を、投票用紙とともに選挙資格者に送付しなければならない。この場合において、候補者についての前条第 1 項各号の区分は、これを示さず、候補者を五十音順に配列して書面を作成するものとする。</p> <p>② 通信投票による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した投票用紙による投票を有効投票とする。</p> <p>③ 選挙管理委員会は、前項の期間を遅くとも総会の 30 日前までとしなければならない。</p> <p>④ 投票用紙は、投票者の氏名が明らかにされない封筒に封入され、かつその封筒を投票者の氏名が明らかにされる封筒の中に封入される方法で送付されることを要するものとする。選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が選挙資格ある者であることを確認したのち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。</p>	<p>者のみが閲覧できる方法で表示しなければならない。また、電子投票の方法に関する情報を有権者に電子媒体を利用した方法で送付しなければならない。この場合において、候補者についての前条第 1 項各号の区分は、これを示さず、候補者を五十音順に配列して電磁的情報を作成するものとする。</p> <p>2 電子投票による選挙は、選挙管理委員会が定める期間とし、期間の末日までに選挙管理委員会に到達した電子媒体を利用した投票を有効投票とする。</p> <p>3 選挙管理委員会は、前項の期間を遅くとも総会の 30 日前までとしなければならない。</p> <p>4 選挙管理委員会は、開票にあたっては、まず投票者が有権者であることを確認したのち、投票者が明らかにならない方法で、開票にあたらなければならない。</p>
<p>(電子投票による会長の確定) 第 9 条</p>	<p>選挙管理委員会は、開票事務が終了した後、遅滞なく、理事会に開票の結果を報告しなければならない。</p> <p>② 通信投票で有効投票総数のうち上位の得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、理事会はこの結果を総会に報告してその承認を得なければならない。ただし、通信投票の候補者が 2 名を下回るときは、有効投票の過半</p>	<p>選挙管理委員会は、開票事務が終了した後、遅滞なく、理事会に開票の結果を報告しなければならない。</p> <p>2 電子投票で有効投票総数のうち上位の得票を得た者をもって、会長選挙の当選者とし、理事会はこの結果を総会に報告してその承認を得なければならない。ただし、電子投票の候補者が 2 名を下回るときは、有効投票の過半数を得なければ当選者とすることができない。</p>

	<p>数を得なければ当選者とする          ことができな          い。</p> <p>③ 前項但書の規定の適用をうけ          その他の事情で、当選者を確定          できないときは、再度選挙を行          うものとする。この場合、第 6          条但書の規定の適用を妨げない。</p>	<p>3 前項但書の規定の適用をうけ          その他の事情で、当選者を確定          できないときは、再度選挙を行          うものとする。この場合、第 6          条但書の規定の適用を妨げない。</p>
<p>(理事の選          挙)          第 10 条</p>	<p>理事の選挙は、会長を除く理事定          数の半数以上で、理事会の定め          る員数の理事について、<u>正会          員のうちから第 3 条の選挙資          格者による通信投票</u>によって行          い、その余の理事については、          理事会が<u>通信投票</u>の結果選出さ          れる理事の専門分野、地域そ          の他の事情を勘案して推薦す          る候補者について、総会にお          いて行う。</p>	<p>理事の選挙は、会長を除く理事定          数の半数以上で、理事会の定め          る員数の理事について、<u>有権          者のうちから電子投票</u>によっ          て行い、その余の理事について          は、理事会が<u>電子投票</u>の結果選          出される理事の専門分野、地          域その他の事情を勘案して推          薦する候補者について、総会          において行う。</p>
<p>(<u>電子投票</u>          による理事          選挙の実          施等)          第 11 条</p>	<p>第 8 条及び第 9 条の規定は、          理事の<u>通信投票</u>による選挙につ          いてこれを準用する。ただし、          第 8 条第 1 項の「前条によっ          て確定した会長選挙候補者の          氏名、所属、略歴及び所信を          付した<u>書面</u>」はこれを「正会          員の氏名、所属を記した<u>書          面</u>」と読み替え、また、第 9          条第 2 項但書及び同条第 3 項          はこれを準用しない。</p>	<p>第 8 条及び第 9 条の規定は、          理事の<u>電子投票</u>による選挙につ          いてこれを準用する。ただし、          第 8 条第 1 項の「前条によっ          て確定した会長選挙候補者の          氏名、所属、略歴及び所信を          付した<u>電磁的情報</u>」はこれを          「正会員の氏名、所属を記し          た<u>電磁的情報</u>」と読み替え、          また、第 9 条第 2 項但書及び          同条第 3 項はこれを準用しな          い。</p>
<p>(監事の選          挙)          第 12 条</p>	<p>監事の選挙は、理事会が正会          員のうちから推薦する候補者          について、正会員の<u>通信投票</u>          でこれを行う。ただし、その補          充選挙その他やむをえない場          合は、総会で選挙を行うこと          ができる。</p>	<p>監事の選挙は、理事会が正会          員のうちから推薦する候補者          について、正会員の<u>電子投票</u>          でこれを行う。ただし、その補          充選挙その他やむをえない場          合は、総会で選挙を行うこと          ができる。</p>
<p>(<u>電子投票</u>          による監          事の選挙)          第 13 条</p>	<p>第 8 条及び第 9 条の規定は、          監事の<u>通信投票</u>による選挙に          これを準用する。ただし、第 8          条第 1 項の「前条によって確          定した会長選挙候補者の氏          名、所属、略歴及び所信を</p>	<p>第 8 条及び第 9 条の規定は、          監事の<u>電子投票</u>による選挙に          これを準用する。ただし、第 8          条第 1 項の「前条によって確          定した会長選挙候補者の氏          名、所属、略歴及び所信を</p>



	候補者の氏名、所属、略歴及び所信を付した書面」はこれを「候補者の氏名、所属を記した書面」と読み替え、また、第9条第2項但書及び同条第3項の準用については前条と同様とする。	付した電磁的情報」はこれを「候補者の氏名、所属を記した電磁的情報」と読み替え、また、第9条第2項但書及び同条第3項の準用については前条と同様とする。
(細則、委任) 第14条	この規定に定めない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める。	<u>電磁的方法による選挙に関する細則は、理事会が別途定める。</u>  2 この規程及び前項により定められた細則に定めのない選挙の実施に関する事項は、選挙管理委員会が定める。
(規程の改正) 第15条	この規定の改正は、理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。	この規程の改正は、理事会の議決により、総会の承認を得てこれを行う。
附則	1 この規定は、2003年10月4日から施行する。 2 2008年4月11日理事会の決議により、2008年5月17日総会の承認を得て一部改正。	1 この規定は、2003年10月4日から施行する。 2 2008年4月11日理事会の決議により、2008年5月17日総会の承認を得て一部改正し、 <u>2008年5月17日から施行する。</u>  3 <u>2024年3月30日理事会の決議により、2024年5月18日総会の承認を得て一部改正し、題名を「環境アセスメント学会役員選挙に関する規程」に改める。この規程は2024年5月18日から施行する。</u>

注： 改正部分を下線で示す。